

	項目	ページ	委員名	内容	対応状況等
1	保全・活用プランの位置付けについて	P.24 P.32	一ノ瀬委員	都内には都市公園や自然公園等があり、様々な自然環境、緑地を保全・活用していると思うが、それらとこのプランがどのような関係にあり、どういう部分を担うのかがわからない。	<p>保全・活用プランは、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき指定されている保全地域制度に特化した計画となっている。</p> <p>保全地域は、自然の保護と回復を目的に指定されている緑地であり、都市公園等が都民による利用を主な目的として設置されているのに対して、保全地域は自然環境の保全が主な目的となっている。このため、4「保全地域の価値・魅力」にもあるとおり、保全地域は生物多様性のポテンシャルが高く、希少な動植物が多く生息・生育している場所を指定しており、5「保全地域の目指す姿」にあるとおり、東京の生物多様性の拠点として機能していくことを目指していく。</p>
2	計画期間について	P.2	一ノ瀬委員	行政計画は長くても10年くらいで立てると思うが、内容的には保全地域の保全活用に関わる基本的な考え方を示すものか。	<p>P.2の1「保全地域の保全・活用プランの策定について」の中で、7「目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策」の計画期間について記載</p> <p>アクションプランは、生物多様性地域戦略の中で掲載し、進行管理することを検討していく。</p>
			佐伯部会長	保全・活用プランの内容について、5年や10年といった期間の目安を示すことはできないか。	
			須田委員	この保全・活用プランは理念として作るものと理解している。いつまでに何を、というのを具体的にする必要はないが、ある程度の目安、ざっくりとした目標値はあったほうが良い。アクションプランは別に立て、プランや理念を実行することが重要。今後はまた、個別に議論して進めていけると良い。	

	項目	ページ	委員名	内容	対応状況等
3	今後の保全地域の指定について	P.48	須田委員	保全地域は、生物多様性を確保する切り札。今までは拠点防衛でそれはそれでよかったが、都の緑の中でどういう風に配置したら効率的か、既存の場所のどこをつなぐか、連坦性について、今後の指定の考え方として持ってもらえると良い。	P.48の指定地の選定の考え方において、近隣の緑地との連坦性について追記
4	連坦する緑地の管理者との連携について	P.49	須田委員	平山城址公園と八王子堀之内里山保全地域は隣接しているが、保全地域は笹やぶだが公園に入ると急に刈込みがされていて、管理の内容にだいぶ差がある。都立公園等と連坦する保全地域については、連携しながら生物多様性の維持・保全を考えていけるとよい。	P.49のコーディネート事業の説明に、連坦する緑地の管理者との連携について追記
5	コーディネート事業作業プランの作成	P.49 P.51	佐伯 部会長	管理を画一的にする必要はなく、生物多様性の特徴や地域の人たちの関わり方を丁寧に見て行って、それぞれに合った形のプランを作成し運営する必要があるのではないか。	P.49のコーディネート事業の推進及びP.51の作業プランの作成において、各保全地域の自然環境調査を実施し、特徴を踏まえた上で、ボランティア団体等を含めた関係者連絡会議を実施しながら、保全地域の保全・活用を図っていく。
6	保全と利用のバランスについて	P.49 P.71	佐伯 部会長	保全と利用のバランスは大切である。厳重に守っている場所では、そんなに利活用を進めなくて良いと思う。	P.11にある通り、連光寺・若葉台里山保全地域の野生動植物保護地区等の希少な動植物が生息・生育する場所では、希少種保護柵を設置するなど、自然環境の状況に応じて立入りの規制を行っている。 P.49のコーディネート事業についての説明で、各保全地域の自然環境の状況に合わせて活用していくことを追記。 P.71の保全地域の普及啓発の推進に、各保全地域の保全の状況に合わせて、情報発信を行うことを追記。

	項目	ページ	委員名	内容	対応状況等
7	希少種保全対策について	P.55	須田委員	保全生態学では、普通種、希少種、絶滅危惧種に分類する。希少種保全対策は、「希少種・絶滅危惧種」対策とするべきではないか。	これまで、環境局の刊行物では絶滅危惧種やその他の注目種等も含めて希少種という言い方をしているため、希少種対策とするが、P.55に希少種の範囲について説明を追記
8	希少種保全対策について	P.55	須田委員	なぜ保全地域で希少種を守る必要があるのか、触れたほうが良い。希少種の存在は、保全地域の自然環境や生態系の健全性を表している。普通種を軽く見る思想は危険であり、普通種がしっかりしているからこそ、その上の「希少種・絶滅危惧種」が成り立つ。	P.55に希少種を守る必要性、希少種保全対策においては、普通種を含めた自然環境全体の保全や再生が基本であることについて追記
9	林縁部の保全について	P.70	須田委員	概要版の林縁部の説明は、生物多様性の向上のみとなっているが、安全性を加えた方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> 概要版について安全性について追記 P.70に事業の実施理由に台風等による影響等について追記
10	保全地域の普及啓発の推進について	P.71	荒井委員	広報については、制度の所管部署単体では限界がある。全体の仕組みを作る必要がある。	P.71に、改定中の生物多様性地域戦略の中で今後都や区市町村等が進めていくこととされている取組と連携しながら、普及啓発を行っていくことを追記
11	多様な主体と連携した管理運営と継続的な担い手の育成について	P.74 P.75	荒井委員	グリーン・キャンパス・プログラムを実施しているとのことだが、大学生になってしまうと遅い感がある。もう少し若いころから自然を体験できる活動を組み込んでいく必要がある。1回だけだと定着しないため、繰り返し、長い期間取り組んでいくことが重要	P.74に子供に特化した体験プログラムの検討について追記 P.75に今後グリーン・キャンパス・プログラムをより若い世代を対象を拡大していく目的として、生物多様性への理解をより浸透させていくことを追記
			芳賀委員	環境NPOにおいては、若い人をどう育てていくか、中に入れてもらうかということが課題となっている。	

	項目	ページ	委員名	内容	対応状況等
12	保全地域体験プログラム (里山へGO!) について	P.74	細野委員	体験プログラムの参加料は無償とのことだが、ボランティア技術の向上やスキル継承などを図っていくのに対して、なぜ有償ではなく無償なのか。	保全地域の保全事業は都が行うものであるが、植生管理や希少種保全など行政だけでは対応しきれないきめ細やかな管理を、現在保全地域のボランティア団体に担って頂いており、保全地域の生物多様性の保全に欠かせない存在となっている。ボランティア団体の高齢化や固定化は以前より課題となっており、体験プログラムは新たな人材の確保や定着させるため、保全地域のボランティアに関わる都民のすそ野を広げることを目的として開始したため、都民が参加しやすくなるよう無償としている。
13	担い手育成について	P.75	芳賀委員	小菅村ではJRがコーディネートして地元の人や企業などを結び付けて成功している。全国で成功している企業と接点を作り、地域に魅力が出てくれば地元のボランティアや若者などを惹きつけていけないのではないかと。	現在保全地域体験プログラムには、地元の方よりも区部からの参加が多くなっており、参加者がボランティア団体に定着する事例は少なくなっている。また東京グリーンシップ・アクションや東京グリーン・キャンパス・プログラムも近隣の企業、大学の参加は少なくなっている。P.75に記載した通り、より地元に向けた体験プログラムの開催等、今後は近隣の自治会や企業、学校等との連携も促進し、保全地域の魅力を伝えていく。